

津守下水処理場消化ガス発電設備整備事業（PFI事業）の事後評価に関する助言を求める会合 開催要綱

（目的）

第1条 津守下水処理場消化ガス発電設備整備事業（以下、「本事業」という。）について内閣府「PFI事業における事後評価等マニュアル」に基づく事業評価（事後評価）を行うにあたり、技術的評価を含む事業目的達成状況の確認、本市の財政負担の軽減の確認など総合的な評価等に対して、外部の有識者から意見を聴取することを目的とし、「津守下水処理場消化ガス発電設備整備事業（PFI事業）の事後評価に関する助言を求める会合」（以下「本会合」という。）を開催する。

（聴取事項）

第2条 本会合において意見を聴取する事項は、本市が実施する本事業の事後評価について、技術的評価を含む事業目的達成状況の確認、本市の財政負担の軽減の確認など総合的な評価等に関することとする。

（会合のメンバー）

第3条 本会合のメンバーは、前条に掲げる事項に関する有識者等のうちから建設局長が委嘱する。

（開催期間）

第4条 本会合の開催期間は、令和8年3月31日までとする。

（関係者の出席）

第5条 本会合が議事について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

（庶務）

第6条 本会合の庶務は、建設局下水道部調整課（事業計画担当）において行う。

（施行細目）

第7条 この要綱に定めるものほか、本会合の運営に関し必要な事項は、建設局長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年11月14日から施行する。